

***** ETCカード返却 *****

【2026年9月より「ETCカード返却届」は不要となりました】

《手続きの流れ》 ETCコーポレートカード、UC・ETCカード共通

- ① 不要になったETCカードを組合事業本部までご郵送ください。

【送付先】

004-0842

札幌市清田区清田2条1丁目1-35

情報通信システム協同組合 宛て

※カードの使用期間は1ヶ月単位になりますので月末までに返却ください

《注意事項》

- ① 磁気不良・カード不良等の場合は別のお手続きになります

必ず「**磁気不良届**」を同封してください。

ETCカードの再発行を希望される場合は、「磁気不良届」と対象カードをご郵送ください。

「磁気不良届」の同封がない場合、不要なカードの返却として処理されます。

- ② 組合を脱退(ETCカード全て返却)される場合

事前に組合事業本部までご連絡ください。

TEL 011-885-9345 平日 9:00～17:30 (12:00～13:00は屋休みのため不通となります)

※別紙、脱退予告書等の書類が必要となります